

1. 事案名

過年度分高額障害福祉サービス等給付費に係る不適正な事務処理

2. 事案の概要

平成28年1月分から令和3年1月分までの一部の高額障害福祉サービス等給付費※（対象者3名／合計1,545,605円）について、令和7年度（令和8年2月）まで、対象者に対し申請勧奨を行わないまま5年の請求時効を迎えてしまったため、当該給付費に係る国・県負担金（1,159,203円）の交付を受けられず、村一般財源で給付費を支出することとなり、村財政に損失を与えた。

※「高額障害福祉サービス等給付費」とは、世帯における障害福祉サービス利用者負担額が基準額を超えた場合に、利用者からの請求に基づきその超過額を償還する制度

3. 本件発生要因

- ・担当職員の人事異動に伴う事務引継ぎが不十分であったこと。
- ・担当職員の業務に関する理解が不十分であったこと。
- ・未処理事案判明後、所属長の指示誤りにより、事務処理が遅れたこと。

4. 処分

（1）処分年月日

令和8年7月29日

（2）被処分者及び処分量定

被処分者（当時の職位）	処分事由	処分の量定
障がい福祉課 係長	不適正な事務処理（事務未処理）	戒告
障がい福祉課 係長	不適正な事務処理（事務未処理）	戒告
総合相談支援課 課長	管理監督者責任 不適正な事務処理（指示誤り）	減給 (1/10, 1月)

（3）その他（管理監督者等に対する指導上の注意）

- ・当時の福祉部長（2名）及び課長補佐（1名）…「訓告」
- ・当時の障がい福祉課長（2名），係長及び主任（3名）… 嚴重注意（文書）

5. 再発防止等に向けて

全職員に対し、法令等に基づく事務の確実な執行や内容精査の徹底等について改めて注意喚起を行うとともに、事務処理誤り等が発生した際の報告手順等を明確化し、情報共有体制の強化と組織的判断の迅速化・適正化を図ってまいります。

【問い合わせ先】

●事案関係

東海村 福祉部 総合相談支援課（担当：千葉，稲田）
TEL：029-287-2525

●処分関係

東海村 総務部 人事政策課（担当：秋山，志村）
TEL：029-282-1711（内線1320）